行き過ぎた迷惑行為は、カスタマーハラスメントです

例1 暴言・暴力

殴る、蹴る、物を投げる、大声で暴言や罵声をあびせる

容姿や学歴について侮辱する





例2 長時間の拘束



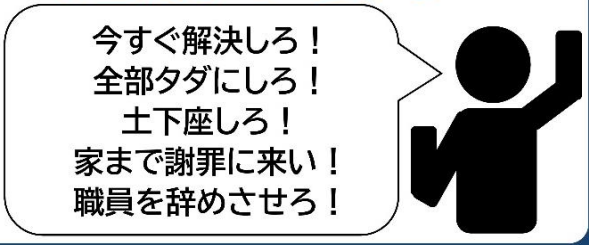
30分以上、同じ要求を繰り返す

長時間の電話・窓口対応

例3 脅迫



例4 過度な要求



例5 性的言動や行為

わいせつな発言、過剰な接触、

待ち伏せ、つきまとい



例6 盗撮・ＳＮＳ等への投稿

無許可の写真・動画撮影、肖像権の侵害、ライブ配信、SNS上での誹謗中傷



鹿角広域行政組合ではカスタマーハラスメントに対し、以下のように対応します。

不適切な行為には警告します	対応を打ち切る場合があります	退去を求める場合があります	録音します	違法行為は警察へ通報します

カスタマーハラスメントは、業務に支障をきたすだけでなく、他利用者へのサービス低下をまねきます。よりよい行政サービスの提供にご理解、ご協力をお願いします。